

■港湾の事業継続計画策定ガイドライン（港湾BCP策定ガイドライン）（改訂案）－概要版－

令和7年〇月 国土交通省港湾局

1. はじめに

1-1 改訂

令和6年能登半島地震における災害は、地方港湾を含む広域的な港湾間連携の必要性（被災地を支援するための海上經由の緊急輸送）を示唆するものであり、港湾BCPの更なる実効性向上に向け、港湾BCPにおける対応策強化のため、本ガイドラインの改訂を行った。

1-2 目的と構成

本ガイドラインは、港湾BCPの策定や不断の見直し・改善を推進することによって、危機的事象発生時における港湾機能継続の対応能力を強化し、我が国の国土強靱化の実現を図ることを目的とする。なお、本ガイドラインで記載する港湾BCPの構成は図1に示す通りである。

1-3 対象とする危機的事象

対象とする危機的事象は、「港湾機能の低下を引き起こす自然災害（地震・津波、台風・高潮）」を優先的な対象とするとともに、パンデミック、テロ等の事件、大事故、突発的な港湾運営環境の変化など、あらゆる危機的事象についても適用可能である。

1-4 計画の策定・運営主体

港湾BCPは、協議会（港湾管理者や港湾で活動する各種関係者で構成）により、関係者の合意に基づき策定する。また、同協議会が主体となって、危機的事象発生時における関係者の対応能力向上を目指し、継続的なマネジメント（事前対策、教育・訓練、見直し・改善）を行う。

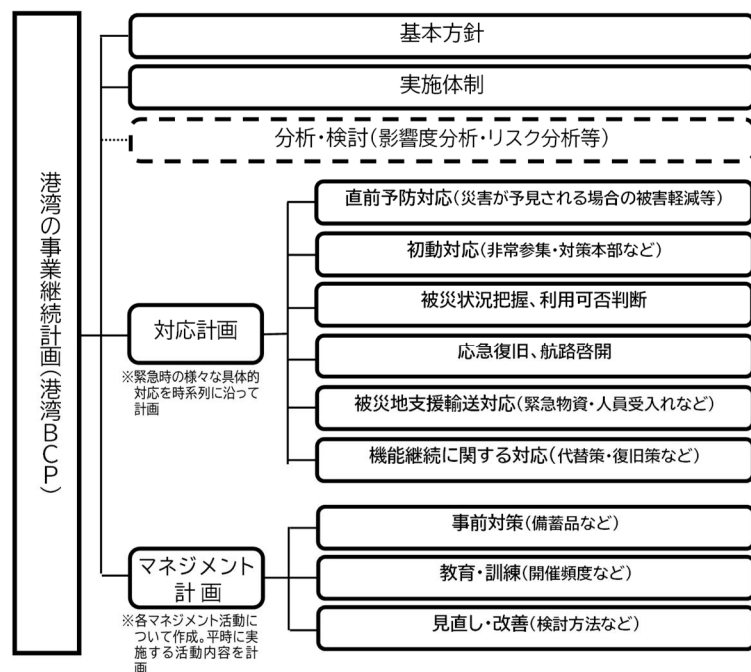


図1 本ガイドラインの構成

2. 港湾BCPの概要

港湾BCPは、あらゆる危機的事象に直面した際に、重要機能・施設を継続することを目指すものであり、被害状況に応じた臨機応変な災害対応が可能となる体制・環境を構築することを目指す。

港湾BCPは、主に「対応計画」及び「マネジメント計画」について検討・文書化するとともに、関係者の連携活動の円滑化・港湾BCPの周知活動推進のため、概要版を作成する。また策定した港湾BCPは、機密情報や個人情報等に配慮しつつ、公開することが望ましい。

3. 基本方針の策定、分析・検討

港湾BCPの策定にあたり、対応計画・マネジメント計画の基本となり、当該港湾の機能や特性、役割を十分把握の上、対象とする危機的事象及び優先的に機能継続を図る必要がある港湾機能・施設（重要機能・施設）などを定めた基本方針を策定する。

港湾BCPの検討にあたっては、当該港湾の機能を踏まえながら、被災時の「影響の大きさ」を分析し、当該港湾における重要機能・施設を設定し、その施設の機能中断による影響度分析を実施し、目標復旧時間、目標復旧レベルを設定するとともに、重要機能・施設の機能を継続させるために不可欠な人員、資機材及びボトルネック等を把握する。

またリスクの分析・評価にあたっては、リスクマッピング等を活用するとともに、複合災害の発生に伴う影響の拡大等にも留意が必要である。

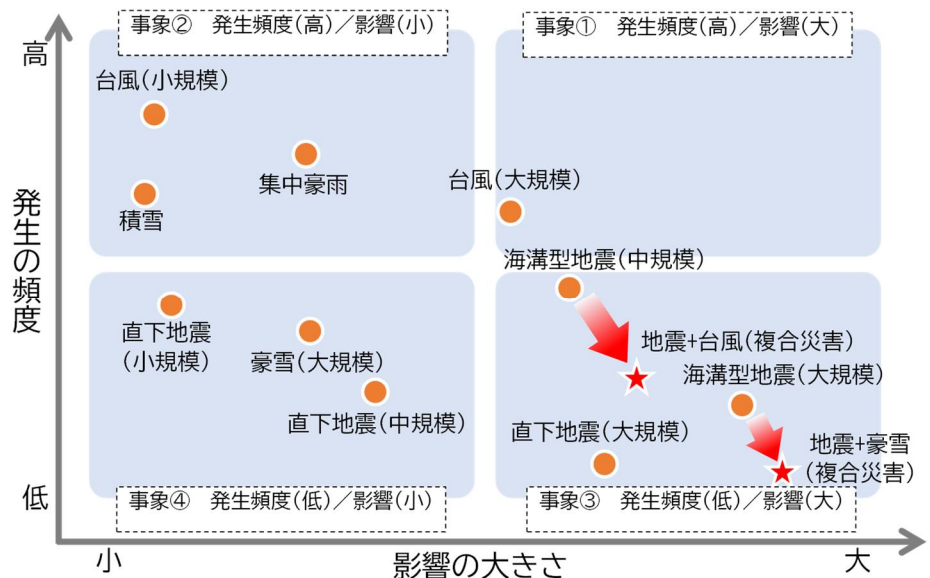


図2 リスクマッピングの例

4. 対応計画の検討

対応計画は、基本方針や分析・検討の結果や当該港湾の管理・運営に係る基本方針等を踏まえるとともに、当該港湾を含む広域港湾BCPが策定されている場合は、広域港湾BCPにて想定された役割分担に応じた対応計画を検討する。また、関連する法令等や地域防災計画等の関連する計画の策定状況も踏まえる必要がある。

4-1 直前予防対応

台風・豪雨・豪雪等の事前に被害の発生が予見される災害においては、被災の程度の予測と軽減するための直前予防対応が可能であることから、実施すべき直前予防対応の具体策や実施の判断基準等を想定しておく必要がある。

直前予防段階で実施すべき対応例としては、気象情報等の情報収集・共有、災害時の体制準備、現場作業員等の退避や蔵置貨物の倒壊防止等の被害軽減策が挙げられる。

4-2 初動対応

初動対応は、港湾関係者や利用者の安全確保（緊急的な連絡体制や役割分担）を最優先で行う。

初動段階で実施すべき対応例としては、参集及び対策本部の立ち上げ・指揮命令系統の確立、港湾施設等の被害状況の確認、利用者等の安全確保及び物資配給、二次災害の防止、当該港湾の状況についての情報発信などが挙げられる。

4-3 被災状況把握、利用可否判断

重要機能・施設の点検・利用可否判断は、遅くとも発災数日後以内には開始し、津波警報発令時の点検遠隔操作手段や、利用施設の優先順位を事前に想定しておく等、限られた人材で迅速に対応できる方法を検討しておくことが望ましい。

被災状況把握・利用可否判断の段階で実施すべき対応例としては、カメラ等を活用した遠隔からの1次点検や1次点検による被災状況を踏まえた現地点検等を実施すべき施設の選定、事前の解析結果や施設の変位量等による施設の利用可否判断、被災状況や施設の利用可否についての情報発信などが挙げられる。

4-4 応急復旧、航路啓開

被災地支援輸送や経済活動維持輸送のニーズ等に応じて、被災した施設の応急復旧や航路・泊地の浚渫・浮遊物除去等の航路啓開を迅速に実施することが求められる。

応急復旧・航路啓開段階で実施すべき対応例としては、応急復旧や航路啓開の実施箇所・方法等の方針決定、必要な人員・資機材の確保、応急復旧・航路啓開の進捗状況等の情報発信などが挙げられる。

4-5 緊急輸送対応

プッシュ型輸送等による被災地支援輸送のため、支援船舶の入港に必要な施設や物資等の輸送ルート（緊急輸送路や一時保管施設等も耐震対策されていることが望ましい）の確保が求められる。

また、発災からの経過時間ごとに被災地支援輸送の内容が変化していくことも想定しておく必要がある。

緊急輸送対応段階で実施すべき対応例としては、港湾施設の点検・利用可否判断、応急復旧、支援船舶等利用調整や入港実績等の情報公開等の支援船舶等の受け入れなどが挙げられる。

4-6 機能継続に関する対応

コンテナやフェリー・RORO等の幹線貨物やオイルタンカー等による燃料輸送、地域の経済機能の継続に不可欠な港湾の機能継続への対応が求められる。また、復旧目標の達成が困難視される場合は、代替港の活用も想定する必要がある。

なお、エネルギー輸送については、緊急時石油供給連携計画（資源エネルギー庁等による）との整合性も考慮する必要がある。

機能継続段階で実施すべき対応例としては、現拠点または代替拠点での機能継続の能力・可能性の確認、業務の継続・再開、当該港湾の機能継続の状況についての情報発信、平時の体制への復帰などが挙げられる。

5. マネジメント計画

5-1 事前対策

対応計画の実効性向上のため、災害時に対応できる人員の規模や役割を事前に想定しておくとともに、点検・利用可否判断に必要な基礎情報の適切な保全・管理や発災時の迅速な情報共有のためのシステム等の構築、応急復旧に必要な資機材の備蓄や手配の手順の確認など、事前に行うべき対策を検討・実施する必要がある。

5-2 教育・訓練

港湾BCPの重要性を認識、定着させる上で、教育・訓練を定期的かつ継続的に実施することが望ましい。訓練の実施にあたっては、広域港湾BCPに基づく訓練や「命のみなとネットワーク」の訓練等との連携も考慮するとよい。

5-3 見直し・改善

港湾BCPは策定して取組が完了するわけではなく、訓練の実施を含む港湾BCPの運用、定期的な点検・評価、状況の変化や確認できた問題点等を踏まえた見直し・改善と、PDCAサイクルによる港湾BCPの継続的な見直し・改善を行う必要がある。